

2018年5月21日

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 天野 藤男 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0033大阪府中央区石町一丁目1番1号  
天満橋千代田ビル2号館  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730  
E-mail : info@kc-s.or.jp  
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

### 要請書（その6）及び再お問い合わせ

当団体より2018年1月26日付「要請書（その5）及びお問い合わせ」を送付したところ、貴機構より同年3月5日付け回答書を受領いたしました。真摯にご対応いただきましてありがとうございます。貴機構との文書によるやりとりを重ね、当団体の要請をご理解いただいていると当団体も認識しております。しかしながら、契約者の権利擁護と無用のトラブルの回避のため、下記の点につき、どうしても再検討をいただきたく要請する次第です。貴団体にかれましては、ぜひとも前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

なお、前回同様、本「要請書（その5）及びお問い合わせ」は、消費者契約法第12条に基づくものではなく、消費者団体としての任意の要請です。既にご連絡いたしておりますとおり、本「要請書（その6）及び再お問い合わせ」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「要請」の内容、及びそれに対する貴機構のご回答の有無とその内容等を、当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

## 記

### 要 請

1. 「相続の手引き」4ページ目「2. 相続に関する基礎知識」に関して【本年1月26日付け「要請書（5）及びお問い合わせ（以下、「要請書（5）」と言います。）」I-2】

#### (1) 要請の趣旨

当団体より要請書（5）I-2にて要請しました「注2」の記載を追加していただくか、もしくは“指定された死亡保険金受取人が既に死亡されている場合、死亡保険金受取人が指定されていないことになり、「法定相続人」ではなく「遺族」が受取人となります。”と修正するよう要請します。

#### (2) 要請の理由

当団体より要請書（5）I-2にて要請しました、注2「指定された死亡保険金受取人が既に死亡されている場合、死亡保険金受取人が指定されていないこととなりますので、ご注意ください。」を追記することに対し、貴機構は、「指定された死亡保険金受取人が既に死亡している場合、その相続人が死亡保険金受取人になるという誤解を防ぐため」追記しないと回答されています。

この点に関しては、当団体の要請にいう「死亡保険金受取人が指定されていないことになる」とは、「指定された保険金受取人が死亡し、更に保険金受取人の指定がない場合」のことを指しているものです。当団体の要請は、指定された死亡保険金受取人が既に死亡している場合、その「法定相続人」が死亡保険金受取人になるという誤解を防ぐことが目的であり、貴機構の懸念はあたらないと思われます。

一方、貴機構の回答例では、上述のような誤解を防ぐ方策は示されておりません。よって上記の要請を行うものです。

2. 「保険金等のご請求について」 67 ページ目「用語の解説」に関して【要請書（5） I-3-1）及び2）】

（1）要請の趣旨

- ① 要請書（5） I-3-1）に対する貴機構からの回答につき、“死亡保険金受取人が指定されていない場合または被保険者が死亡する前に指定された死亡保険金受取人が死亡した場合は「死亡保険金受取人が指定されていないことになり」、被保険者の遺族が死亡保険金受取人になります。”との記載を追加するよう要請します。
- ② ① 要請書（5） I-3-2）に対する貴機構からの回答につき、「※2」の記載の追加を要請します。

（2）要請の理由

- ① 前項と同じです。
- ② 要請書（5） I-3-2）にて要請いたしました、新たに※2として“簡易生命保険の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときには保険金は支払われず、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。”を追記することに対し、貴機構は、“被保険者の遺族の第7順位・第8順位に該当しうるお客さまに対し、「受取人に該当しない」などの誤認を惹起するおそれがあるため追記しない”旨回答されています。

本「用語の解説」は、事項「か」において、「簡易生命保険の契約」と「かんぽ生命の保険契約」の双方に共通して使用されるものであるところ、「遺族」の項は、「かんぽ生命の保険契約」の記載しか見当たりません。本来は「簡易生命保険の契約」と両方の説明があつてしかるべきです。

また、要請書（5）では、単に「遺族に該当する者がいないとき」についての説明を求めたものです。「甥姪・ひ孫等で被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していたか、被保険者の

生計を維持していた人」が遺族に該当するか否かなどについて記載することは求めておらず、“被保険者の遺族の第7順位・第8順位に該当しうるお客さまに対し、「受取人に該当しない」などの誤認を惹起するおそれ”はないものと思われまます。「甥姪・ひ孫等であっても被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していたか、被保険者の生計を維持していた人」が遺族に該当することは他の箇所で明示すれば足り、簡易生命保険契約の場合の解説を省略すべき理由にはなりません。よって上記の要請を行うものです。

3. 修正後の「相続のてびき」4ページ目「2 相続に関する基礎知識」に類する情報に関して【要請書（5）Ⅱ-1及び2】

（1）要請の趣旨

簡易生命保険契約者に対し、修正後の「相続のてびき」4ページ目「2 相続に関する基礎知識」に類する情報を、葉書や郵便物等にて速やかに周知するよう要請します。

（2）要請の理由

貴機構は本年10月までは情報提供の予定はない旨回答されましたが、その間に死亡保険金受取人の指定がなく、しかも被保険者の遺族に該当する者がいないまま保険事故が発生する可能性があります。いくつかの裁判例が出た以降においても、遺族に該当する者がいない場合の死亡保険金受取人の帰属がどうなるかといった問い合わせなどが、当団体にも寄せられています。保険契約者に対し、葉書や郵便物等にて速やかに周知していただくことが、契約者の権利擁護と無用のトラブルの回避のために必須であると言わざるを得ません。よって上記の要請を行うものです。

4. 同種増額の「ご契約のしおり・約款」7ページ目「ご注意」に関して【要請書（5）Ⅱ-3】

（1）要請の趣旨

同様の趣旨のものを、今回の改定後順次、同契約者全員もしくは保険金受取人を指定されていない契約者全員に手交もしくは発送するよう要請します。

## (2) 要請の理由

要請書(5)Ⅱ-3に対して、貴機構は、「同種増額」の申込をしたお客さまに手交するものであるので、「増額変更することができる若しくは増額されたと誤認を与えるおそれがある」として、本契約の契約者全員に発送することはしないと回答されました。

しかし、当団体は、「同種増額」とすべて同じ書類を交付することを求めているものではなく、「上記の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、保険金をお支払できませんので、あらかじめ、保険金受取人を指定してください」との「ご注意」書の交付を求めているものであり、誤解を生じることはありません。よって上記の要請を行うものです。

## 再お問い合わせ

契約者が死亡したにもかかわらず、簡易生命保険契約における「遺族」の該当者がおらず、誰にも保険金が支払われなかった件数と金額の直近3年間の年度別の合計をご教示ください。

以上